

## 令和2年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業

## 調査研究課題（二次公募）

調査研究 課題番号	調査研究課題名
1	不適切保育に関する対応について
2	病児保育事業における ICT 化及び広域連携に関する取組状況等に関する調査研究
3	予期せぬ妊娠をした女性が出産を選択した場合における母子ともに安心・安全に出産できるための取組と出生した子どもへの支援に関する調査研究
4	DVと児童虐待の包括的なアセスメントに関する調査研究
5	要保護児童等に関する情報共有システムの導入及び運用に関する調査研究事業
6	児童虐待対応におけるアセスメントの在り方に関する調査研究
7	児童虐待対応における AI 利用に関する調査研究
8	ヤングケアラーの実態に関する調査研究
9	ひとり親家庭の在宅就業に関する調査研究
10	諸外国における不妊治療に対する経済的支援等に関する調査研究

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（二次公募）

調査研究課題 1	不適切保育に関する対応について
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第9条の2においては、「児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、（中略）当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない」との不適切保育や虐待を禁止する旨の規定が置かれているが、保育所内の不適切保育等の防止の取組や、保育所内で起こった不適切保育等への対応について、現在、国から市区町村等に対して統一的な対応を示したものはない。</p> <p>この点について、第198回通常国会の衆議院本会議（令和元年5月10日）において、根本厚生労働大臣（当時）より「保育所における虐待等の調査について（中略）今後、自治体における実態把握の現状を確認した上で、全国的な実態把握に向けて具体的な方法を検討してまいりたい」と答弁をしているところであり、全国の市区町村における保育所内の不適切保育等への対応等について、早急に実態把握を行う必要がある。</p> <p>また、介護・障害福祉分野においては、国において、既に虐待対応に関するマニュアル・手引きが作成されているが、保育分野においてマニュアルは作成されておらず、マニュアルを作成してほしいとの要望も市区町村等から多く寄せられている。</p> <p>さらに、自民党の虐待等に関する特命委員会においても、その提言をとりまとめるに当たり、保育所内虐待が議論に上がり、一部の議員から対応を強化するよう発言があったところである。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>（悉皆調査）</p> <p>全国の市区町村に対して、未然防止のための取組や保育所内で起こった不適切保育等の対応についてどのように行っているか等の実態調査を行う。</p> <p>（ヒアリングの実施）</p> <p>自治体に対するアンケート調査の結果を踏まえ、好事例として紹介できる取組みを行っている自治体に対して、より詳細な取組内容や認識等についてヒアリングを行う。</p> <p>（研究会の開催）</p> <p>自治体担当者、保育関係者、有識者からなる研究会を開催し、悉皆調査及びヒアリングにおいて得られた結果を踏まえ、保育所内の不適切保育等に関する対応について議論を行うとともに、成果物を取りまとめる。</p> <p>なお、調査研究等を進めるに当たっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局保育課と協議すること。</p>

求める成果物	保育所内の不適切保育等について全市区町村に対して行う実態調査結果をとりまとめるとともに、保育所内の不適切保育等を防止するための方策や虐待が生じたときの対応についてのマニュアルを作成する。
担当課室・担当者	保育課 企画調整係（内線４８３９・４８３５）

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（二次公募）

<p>調査研究課題 2</p>	<p>病児保育事業における ICT 化及び広域連携に関する取組状況等に関する調査研究</p>
<p>調査研究課題を設定する背景・目的</p>	<p>病児保育事業は、保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に、病院・保育所等において一時的に保育を行うなど、安心して子育てができる環境を整備し、児童の福祉の向上を図るものである。</p> <p>また、本事業においては、感染症の流行や、病気の回復による突然の利用キャンセルなどにより、利用児童数の変動が大きい等の課題がある中で、保護者の希望に応じて受入れが可能となるよう体制を整備することが求められる。</p> <p>こうした状況を踏まえ、令和元年度補正予算においては、病児保育事業等の業務（予約・キャンセル等）の ICT 化を行うためのシステム導入に係る経費の補助事業を創設したところであり、今後、こうした ICT の活用促進を通じ、より効率的な事業運営が可能となるよう、その効果を検証し、支援方策を検討していくことが必要となっている。</p> <p>本調査研究では、病児保育事業の効率的な事業運営について検討を行うため、病児保育事業の ICT 化及び広域連携に関する好事例を含む取組状況等に関する定量的・定性的データを収集することを目的とする。</p>
<p>想定される事業の手法・内容</p>	<p>有識者等で構成する検討会を立ち上げ、病児保育事業（病児対応型、病後児対応型、体調不良児対応型、訪問型をいう。以下同じ。）の ICT 化及び広域連携（以下「ICT 化等」という。）に関して、それぞれの取組状況等を把握するために、ヒアリング調査及びアンケート調査を実施する。</p> <p>ヒアリング調査については、厚生労働省子ども家庭局保育課と協議の上、調査票原案を作成し、関係団体、地方自治体（都道府県・市町村（特別区を含む。）それぞれ 10 自治体程度）及び病児保育事業所（10 か所程度）に対し、訪問又は電話等により行う。</p> <p>アンケート調査については、ヒアリング調査の結果を基に調査票を作成し、全都道府県及び「平成元年度子ども・子育て支援交付金」の対象となった病児保育事業所の全数（約 3,000 か所）に対して、調査票を送付し、回答の回収、集計を行う。</p> <p>なお、調査票原案及び調査票については、事業所用と自治体用を作成する。また、調査設計に当たっては、半数程度の回答を得られるよう配慮し、事業所の名簿は保育課より提供する。</p> <p>主な調査項目については、以下のとおりとするが、調査研究等を進めるに当たっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局保育課と協議すること。</p> <p>（主な調査項目）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 利用予約・キャンセル等に関する ICT 化の取組状況</li> <li>・ 病児保育事業の広域連携に関する取組状況（費用負担のルール等）</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ICT 化等による効果、事業運営が改善された点、好事例</li> <li>・ ICT 化等に当たっての課題や問題点</li> </ul>
求める成果物	<p>① 病児保育事業における各事業所の ICT 化等の取組状況等の集計データ</p> <p>② 調査の結果、ICT 化等の好事例等を取りまとめた報告書</p> <p>※ 成果物については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p> <p>※ 広域連携に関する①及び②の成果物については、令和 3 年 2 月末までに提出すること。</p>
担当課室・担当者	保育課 地域保育係（内線 4 8 4 0）

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（二次公募）

調査研究課題3	<p>予期せぬ妊娠をした女性が出産を選択した場合における母子ともに安心・安全に出産できるための取組と出生した子どもへの支援に関する調査研究</p>
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>現在、予期せぬ妊娠に対する相談対応は、自治体やNPO等により取り組まれており、その体制や実情についての課題整理も行われ始めているところである。（参考：平成30年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業「予期せぬ妊娠に対する相談体制の現状と課題に関する調査研究」）</p> <p>先行の調査研究によれば、「予期せぬ妊娠をした女性が、出産するかどうかを自己決定すること、出産を選択した場合には母児ともに安心・安全な出産ができること、自分で養育していく場合には育児支援等の支援に繋がること、自分で養育できない場合には特別養子縁組等の情報を得ることが必要であり、これに対する質の高い相談対応が必要である」と指摘されており、出生した子どものパーマネンシー保障の観点からも、予期せぬ妊娠をした女性に対する産前産後の切れ目のない丁寧な支援が重要であることが示唆されている。加えて、産前産後の切れ目のない丁寧な支援を実施するためには、医療機関、母子保健分野、児童福祉分野の支援者が重層的に母子に寄り添い続けていく必要がある。</p> <p>そこで、本調査研究では、予期せぬ妊娠をした女性が出産を選択した場合における相談・支援の現状や出生した子どもへの支援がどのように行われているかについて事例を収集、把握し、分析することにより、医療機関・母子保健分野・児童福祉分野の連携や出生した子どもの特別養子縁組も踏まえた支援のあり方を検討する際の基礎資料とすることを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>有識者の知見や過去の研究等、又はアンケート調査等から実際の取組を把握し、現地ヒアリング等により支援事例を集め、それらの事例を分析することで課題や支援のポイントを整理する。</p> <p>なお、調査の設計、情報の整理、分析・検討に際しては、当該課題に知見のある有識者等によって構成する検討委員会を設けて助言を求めることとし、構成員の決定等について、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課担当者と協議すること。</p> <p>その他、調査を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課担当者と協議すること。</p>
求める成果物	<p>調査研究結果を取りまとめ、有効と考えられる取組や課題点・問題点を整理し、支援のあり方を示した報告書。</p> <p>調査・分析に用いた電子データセット。</p>
担当課室・担当者	家庭福祉課 児童福祉専門官（内線4879）

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（二次公募）

調査研究課題4	DVと児童虐待の包括的なアセスメントに関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>令和元年6月に成立した「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和元年法律第46号）において、児童虐待防止法及び配偶者からの防止及び被害者の保護等に関する法律が改正され、児童相談所と婦人相談所、配偶者暴力相談支援センターは相互に連携を行うことが明確化された。</p> <p>DV被害と児童虐待を一体的に支援していくためには、これまで以上に配偶者暴力相談支援センターや児童相談所等が相互に連携し、施策横断的な支援を展開していく必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>令和元年度に実施した「DV対応と児童虐待対応の連携強化に関する調査研究」を先行研究として位置付け、さらに研究を深めるものとする。</p> <p>① 昨年度「DV対応と児童虐待対応の連携強化に関する調査研究」において作成したアセスメントツール及びガイドラインについて、現場においてより実効性のあるものにするためにモデル実施を行い、更新等を行う。</p> <p>② 児童相談所と婦人相談所、配偶者暴力相談支援センター等が有機的な連携を行うために必要な情報を収集し、現場の対応力向上に資する内容をまとめること。</p> <p>なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課担当者と協議すること。また、検討委員会には内閣府男女共同参画局推進課暴力対策推進室をオブザーバーに加えることを検討すること。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課 児童福祉専門官（内線4863） 情報支援専門官（内線4864）</p>

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（二次公募）

調査研究課題5	要保護児童等に関する情報共有システムの導入及び運用に関する調査研究事業
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>近年に発生した児童虐待の事案では、転居した際の自治体間の引き継ぎや、児童相談所と市町村の情報共有が不十分であったことが課題として挙げられている。このため、「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）において、転居ケース等における引継ぎを含め、児童相談所・市町村の情報共有をより効率的・効果的に行うため、全都道府県においてシステム整備を進めることとしており、全国共通の情報共有システムの開発を行うこととしている。</p> <p>一方、情報共有システムにより共有されるケース記録（児童記録票）は全国統一のフォーマットとなることから、各自治体が独自に導入している既存の業務システムとの連携や、児童記録票の具体的な記載内容や記載方法等が各自治体で異なることにより生じる課題等を整理し、より円滑に運用できる仕組みを検討することが必要である。</p> <p>また、児童虐待への対応に当たっては、様々な関係機関と緊密に連携することが重要であることから、この情報共有システム（LGWAN-ASP）を活用し、児童相談所と市町村が他の関係機関（医療機関、学校、保育所、幼稚園等）と、より円滑に情報共有を行うことができる仕組みを検討することが必要である。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>都道府県及び市町村に対し、情報共有システムの導入に関する検討状況や、導入した際の利用方法（利用する機関や部署の範囲等）、児童記録票の各項目における具体的な記載内容や記載方法等について、調査を行う。</p> <p>こうした調査結果を踏まえ、自治体等に対するヒアリング等を実施し、情報共有システムの導入における課題を整理するとともに、課題の解決方法を検討するほか、児童記録票の作成に当たって標準化すべき内容等について、情報共有システムの運用マニュアルとして整理する。</p> <p>また、情報共有システム（LGWAN-ASP）を活用し、民間の機関も含め、関係機関との情報共有や情報交換等を円滑に行うことができる仕組みの検討を行い、自治体等に対するヒアリング等を実施の上、システムとしての具体的な機能（仕組）を整理する。</p> <p>なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室と協議すること。</p>
求める成果物	<p>①自治体に対する調査の結果②情報共有システムの運用③情報共有システムを活用した関係機関との連携方策をまとめた調査研究報告書</p> <p>※ 紙媒体の提出のほか、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	家庭福祉課 情報支援専門官（内線4864）



令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（2次公募）

調査研究課題6	児童虐待対応におけるアセスメントの在り方に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>「児童虐待防止対策の抜本的強化について」（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議決定）等において、児童相談所が一時保護等の措置の判断に用いるリスクアセスメントシートや市町村及び児童相談所が市町村送致等の際に活用する共通リスクアセスメントツールについて、信頼性・妥当性を科学的に検証するとともに、これらのアセスメントツールの活用方法の在り方を含めて検討し、市町村及び児童相談所がより実践的に活用できるものに見直すところである。</p> <p>令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業（児童虐待対応におけるアセスメントの在り方に関する調査研究）において、児童相談所が一時保護等の措置の判断に用いるアセスメントシートの項目につき分析を行ったところである。本調査研究においては、この結果を活用し、共通リスクアセスメントツールを児童相談所等においてより実践的に活用できるものにする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>令和元年度に実施した「児童虐待対応におけるアセスメントの在り方に関する調査研究」の結果を活用し、以下の事項を実施する。</p> <p>① 児童相談所への調査や昨年度の調査研究結果を用いて共通リスクアセスメントツールの信頼性・妥当性を検証するとともに、より実践的に活用できるものに見直す。</p> <p>② 見直すことにあたり、共通リスクアセスメントツールや児童相談所が一時保護等の措置の判断に用いるリスクアセスメントシートについて、その活用方法などについて調査し、アセスメントシートの活用方法の在り方について検討する。</p> <p>なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課担当者と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課 児童福祉専門官（内線4863） 情報支援専門官（内線4864）</p>

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（2次公募）

調査研究課題7	児童虐待対応におけるAI利用に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>児童虐待防止対策の抜本的強化について（平成31年3月19日児童虐待防止対策に関する緊急閣僚会議決定）において、児童虐待発生時の迅速・的確な対応の検討において、虐待事案に関するデータを収集し、その結果をAIで分析し、緊急性の判断に資するツールの開発を加速化することとされたところである。</p> <p>令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業「児童虐待対応におけるアセスメントの在り方に関する調査研究」においては、虐待事案に関するデータを収集しAIを活用し分析を行い、有用なアセスメント項目が得られた。</p> <p>上記調査を踏まえ、本研究において、AIを活用した緊急性の判断等に資するツールの仕様の素案（ソフトウェアの概要）を作成する。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>① 児童虐待対応におけるAIの活用についての自治体への調査</p> <p>② AIを活用した緊急性の判断等に資するツールについて、①での調査や自治体関係者や有識者等（児童虐待、AIの専門家等）から意見聴取を行った上、適当と考えられる仕様の素案（ソフトウェアの概要）を作成するとともに、当該ツールを自治体で導入にするに当たって課題となる事項を整理する。</p> <p>なお、調査等の進め方、有識者等からの意見聴取する際の人選等については、適宜厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課担当者と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記の内容を実施し、報告書を作成し、提出すること。併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課 児童福祉専門官（内線4863） 情報支援専門官（内線4864）</p>

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（2次公募）

調査研究課題8	ヤングケアラーの実態に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>これまでの調査研究では、各市区町村の要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を対象にヤングケアラーの実態調査を行うとともに、ヤングケアラーを早期発見・支援に活用するためのアセスメントシートやガイドラインの作成等を行ってきた。</p> <p>昨年度に実施した「ヤングケアラーへの早期対応に関する研究」においては、ヤングケアラーと思われる子どもの実態把握の方法として、「関係機関や関係団体からの報告・指摘があった際にヤングケアラーとして対応している」との回答が約45%になっていた。</p> <p>このため、ヤングケアラーの実態をより正確にするため、教育現場も含めた市区町村や都道府県等を対象とした調査を実施することが必要である。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>ヤングケアラーの把握状況や支援状況等についての実態を把握するため、以下の事項を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各市区町村や都道府県等に対するアンケート調査</li> <li>・個別の自治体等へのヒアリング</li> </ul> <p>なお、調査等の進め方、検討委員会を設置する場合の人選等については、適宜厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室と協議すること。</p>
求める成果物	<p>上記の調査結果を踏まえた報告書及び調査・分析に用いた電子データ一式</p> <p>※ 報告書については、紙媒体の提出のほか、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p>
担当課室・担当者	<p>家庭福祉課 児童福祉専門官（内線4863）</p> <p>家庭福祉課 情報専門官（内線4864）</p> <p>家庭福祉課虐待防止対策推進室 自治体支援係（内線4849）</p>

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（2次公募）

調査研究課題9	ひとり親家庭の在宅就業に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>国が推進する働き方改革において、仕事のやり方の見直しが必要となっていることに加え、今般の新型コロナウイルス感染拡大を阻止するための外出自粛と休業要請を受け、企業によるテレワークが推進されている。コロナ禍によりクローズアップされたテレワークを含む在宅就業は、ひとり親家庭にとって、子どもとの生活を維持しつつ働ける就業形態であり、ひとり親家庭の生活の安定を図っていくための就業形態のひとつであると言える。</p> <p>本調査研究は、ひとり親家庭を取り巻く在宅就業の実態について調査するとともに、ひとり親家庭の在宅支援の今後の在り方等について提言を行うことを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭へのアンケート等を行い、ひとり親家庭の在宅就業の実態を把握する。（例えば、業務の内容、必要なスキル、ひとり親が必要としている支援等）</li> <li>・今後、テレワークの更なる拡充等、就業形態は多様化することが想定され、ひとり親家庭の在宅就業の在り方も変化していくと考えられるため、テレワークを含む在宅就業の新たな展開を見据えたひとり親家庭の在宅就業の在り方を探る。</li> <li>・在宅就業の現状及び今後の展開を踏まえたひとり親家庭に対する在宅就業支援施策の具体案について取りまとめる。</li> </ul> <p>上記について、有識者等が参画する検討の場を設置する（構成員は厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議の上、決定する。）こと。</p> <p>その他、調査研究を進めるにあたっては、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議すること。</p>
求める成果物	<p>調査結果及び今後のひとり親家庭に対する在宅就業施策についての報告書を作成し、提出すること。併せて、調査に係る電子データ一式等についても提出すること。報告書については、紙媒体の提出の他、電子媒体（ワードやエクセル等）も併せて提出すること。</p> <p>（報告書の具体的な内容については、適宜、厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課と協議する）。</p>
担当課室・担当者	家庭福祉課母子家庭等自立支援室 就業支援係（内線4888）

令和2年度子ども・子育て支援推進調査研究事業  
調査研究課題個票（二次公募）

調査研究課題10	諸外国における不妊治療に対する経済的支援等に関する調査研究
調査研究課題を設定する背景・目的	<p>不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部について、「不妊に悩む方への特定治療支援事業」において平成16年より費用助成が行われている。</p> <p>令和2年5月29日に閣議決定された少子化社会対策大綱において、令和2年度に調査研究等を通じて不妊治療に関する実態把握を行うとともに効果的な治療に対する医療保険の適用の在り方を含め、不妊治療の経済的負担の軽減を図る方策等についての検討のための調査研究を行うことが盛り込まれた。</p> <p>上記を踏まえ、諸外国における不妊治療に対する経済的支援の状況について、現状把握を行う必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>(1) 文献調査等を通じ、海外諸国（10ヶ国程度）における不妊治療（体外受精・顕微授精・人工授精等）に対する助成の有無、種類、助成要件等について調査、整理を行う。</p> <p>(2) 文献調査等を通じ、海外諸国（10ヶ国程度）における不妊治療に係る法律制度、行政指針、学会ガイドライン等の状況について調査、整理を行う。</p> <p>なお、上記の各事業の実施に当たっては、有識者の意見を踏まえて実施するとともに、厚生労働省子ども家庭局母子保健課と協議の上、実施すること。</p>
求める成果物	<p>1) (1) (2) の調査・分析結果をとりまとめた報告書（報告書の概要版含む）</p> <p>2) 1) 及び1) の作成に活用した分析結果及び調査資料等の各種電子データセット</p>
担当課室・担当者	母子保健課 課長補佐（内線4983）